市川市北東部スポーツタウン基本構想

(改定版)

平成 30 年 11 月

市川市 文化スポーツ部 スポーツ課

I 構想の一部見直しにあたって

1. 構想の背景

平成 18 年度に策定した「市川市スポーツ振興基本計画」では、市内を 4 つのゾーンに分け、 その中でも北方・中山地区から大柏地区までの大柏川流域全体を包括する北東部ゾーンは「複合 スポーツ施設を新たに整備する地区」としている。この北東部は、他の地区と比較してスポーツ 施設の整備水準が低く、たびたび球技施設等の設置要望が出されてきた。

また、長年懸案となっている「国府台公園(市川市スポーツセンター)の施設率の改善を含めた 再整備」や「市民プールのあり方」など市のスポーツ施設の整備についても再検討の必要性が生 じている。

2. 構想の目的

市川市では、北東部におけるスポーツ施設の不足、施設の老朽化及び改修・建て替えに必要な 用地の不足、既存施設の市民ニーズとの不整合など、スポーツ環境において様々な課題を抱えて いる。このことから、北東部ゾーンをスポーツタウンと位置づけ、新たなスポーツ施設の整備等 を進め、これらの課題解消及び市民の健康の保持・増進を図ることを目的として、「市川市北東部 スポーツタウン基本構想」を策定するものである。

3. 構想の一部見直しの経緯

本市北東部は、スポーツ施設の整備水準が他の地区と比較して低く、地域住民等からも設置の要望が高まっていたことから、市内のスポーツ施設における地域格差を是正するため、市川市スポーツセンターにおける施設率超過等の課題解決を含めた「市川市北東部スポーツタウン基本構想」を平成 26 年度に策定し、構想の実現に向けた取り組みを行ってきた。

構想策定から4年が経過し、法令の改正や敷地形状の変更等により、市川市スポーツセンターにおける課題解決の方向性が変わってきたことや市民からのニーズ等を鑑み、「市川市北東部スポーツタウン基本構想」の一部を見直し、現市民プール周辺地の施設整備については、施設内容を一部変更し、健康増進と地域コミュニティに寄与するスポーツ施設にすることとしたものである。

Ⅱ 整備構想の検討

北東部全体の整備基本方針 整備コンセプト

未来に広がる地域に、未来のスポーツ文化の拠点をつくる

- 〇 (仮称) 東市川スポーツプラザ (旧市川スポーツアリーナ)
- ●整備コンセプト

『スポーツライフの推進と健全な心身を育む施設をつくる』

整備基本方針

- ・多目的活用ができるプールを中心とした、通年型利用の総合スポーツ施設
- 幅広いニーズに応えるスポーツレジャー施設
- ・地域の健康増進・レクリエーション・コミュニティに寄与する施設
- スポーツを通じた人間形成の場としての施設

●整備が求められる施設

- ・既存のレジャー機能の屋外プールに加え、大会開催機能、健康増進施設 及び教育施設として、多目的利用のできる屋内プールを整備する。
- ・フィットネス、トレーニングのための施設を整備する。
- 地域の屋内スポーツ施設として小規模体育館を整備する。
- サッカー (フットサル)、ラグビーなどが行える多目的球技施設を整備する。
- ジョギング、ウオーキングコースを整備する。

Ⅲ 整備運営手法の検討

1)施設の整備運営手法

施設の整備運営については、公と民が連携して行政サービスの提供を行い、民間のノウハウ や創意工夫等を活用して、市民サービスの向上や業務効率の向上、地域経済の活性化等を図る PPP(公民連携)も視野に入れ、適切な手法を選択していく。

◎民間活力の有効活用によって期待される効果

- ・より質の高い市民サービスの提供
- ・事業(雇用)機会の創出や地域の活性化
- ・専門的な知識や技術の確保

2)整備施設の概要(案)

【市民プール周辺地】

コンセプト 「スポーツライフの推進と健全な心身を育む施設をつくる」

名 称 (仮称)「東市川スポーツプラザ」

整備時期 平成 32 年度~平成 34 年度(プール関係施設整備期間)

規 模 約3.8ha

整備予定施設 屋内外プール、フィットネス・トレーニング室、体育館

多目的球技場(ラグビー・サッカー対応)、駐車場

想定利用人数 62 万人/年